

1 予防・健康づくり

【現状と課題】

生活習慣病による医療費の増大、要介護者の増加などが大きな社会問題となっており、市民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進に取り組むことができる環境づくりが求められています。

国においては、健康増進法の制定や高齢者の医療の確保に関する法律の改正など医療制度改革が進められ、平成20(2008)年からは内臓脂肪症候群に着目した、特定健康診査・特定保健指導が導入されました。

本市では、平成26(2014)年度に「第3次青梅市健康増進計画」と「第2次青梅市食育推進計画」をそれぞれ策定し、健康的な生活習慣の確立と食を通しての健康づくりに向けた取組を推進し、各種検診、健康教育、健康相談、こころの健康づくり、母子の健康づくり、感染症予防対策など保健事業を展開してきました。

今後も、少子高齢化が進む中で、生活習慣病の予防や、子どもを健やかに安心して生み育てるための保健サービスの充実を図る必要があります。

また、自殺者数が全国で年間2万人を超える深刻な状況が続いており、引き続きこころの健康づくりを推進するとともに、自殺防止対策に取り組む必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが、元気で健康に生活していくために、健康づくりの普及啓発を図り、自主的な健康づくりを支援します。

また、生活習慣病の予防のため各種検診や相談事業などの保健サービスの充実に努めます。

さらに、健康づくりの基礎となる食習慣の重要性を伝え、食意識の向上を図りながら、食育を推進します。



保健指導(健康のつどい)



食育活動(親子クッキング)

【基本施策】

(1) 健康づくりの充実

「青梅市健康増進計画」にもとづき、生活習慣病予防と健康寿命[※]を延ばすことを目標に、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康づくりの施策を総合的に推進します。

特に、市民一人ひとりの継続した運動による健康づくりを推進します。

こころの健康づくりについては、ストレスに対する対処法などの普及を推進するとともに、自殺防止対策として、自殺防止の普及啓発を図りながら、ゲートキーパー[※]の養成に努めます。

また、健康づくりの指針となる「青梅市健康増進計画」は、施策の検証などを踏まえながら、見直しを行っていきます。

(2) 保健サービスの充実

生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療を促すために、がん検診などの各種健康診査や健康相談事業などを通じて生活習慣の改善に向けた支援や、糖尿病などの生活習慣病の重症化の予防に努めます。また、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上にも努めます。

感染症対策としては、正しい知識の普及を推進するとともに、各種予防接種の接種率の向上を図るなど、予防対策に努めます。

また、新型インフルエンザなどの対策としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづき、平成27(2015)年3月に作成した「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画」により、的確かつ迅速な対応を図ります。

健康センターで実施している総合健康診査(人間ドック)については、各医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、あり方について見直しを行っていきます。

さらに、子どもを健やかに安心して生み育てるため、妊婦期から乳幼児期に至る各種健診をはじめ、母親学級や乳幼児健康相談など子どもの成長過程に応じた切れ目のないサポート体制を構築し、母子の健康づくりを支援します。

(3) 食育の推進

食育の指針となる「青梅市食育推進計画」にもとづき、地域や事業者などと連携し、豊かな人間性を育む食による健康づくりを推進します。

また、食の大切さの周知や安全で安心な食選びの促進、共食を楽しむ取組などにより、食環境の充実を図ります。

※健康寿命：健康で自立して暮らすことができる期間のこと。

※ゲートキーパー：日常生活の中で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

2

医療体制・市立総合病院経営

【現状と課題】

本市には、西多摩保健医療圏で唯一の救命救急センターを併設した市立総合病院をはじめ、16の病院、90の一般診療所があります(平成28(2016)年3月31日現在)。

休日や夜間の救急診療については、青梅市医師会、青梅市歯科医師会および青梅市薬剤師会の協力のもと、健康センター内で青梅休日診療所、東青梅休日歯科診療所および青梅休日薬局を開設しているほか、市立総合病院などで行っています。

市立総合病院では、全診療科への専門医の配置、先進医療機器の設置、高度な急性期医療の推進を図るとともに、地域医療連携室を設置し、医師会等と連携して、地域医療体制の充実に努めています。また、地域が必要とする医療を提供しながら、平成8(1996)年度から黒字経営を継続しています。経営の健全性や地域医療の確保に重要な役割を果たしていることが認められ、平成14(2002)年度、平成24(2012)年度には、全国自治体病院開設者協議会・公益社団法人全国自治体病院協議会両会長から、また平成15(2003)年度、平成26(2014)年度には総務大臣から「自治体立優良病院」として、表彰されました。

今後も、高齢化の進展、医療ニーズの高度化・多様化等に対応した在宅医療サービスや高度医療サービスの充実を図るとともに、市立総合病院の老朽化への対応を図る必要があります。

【基本方針】

高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、各関係機関と連携を図りながら、地域が必要とし、地域の実情にあった医療を安全に提供する体制の強化を図ります。

市立総合病院では、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、機能の明確化を図り、地域の医療機関との相互の連携を強化しながら、更なる健全経営に取り組みます。

高度化・多様化する医療ニーズや地域の医療水準の向上に対応した建替えへの取組を進めます。



市立総合病院

- ※**地域包括ケアシステム**：高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを切れ目なく提供するシステムのこと。
- ※**地域医療支援病院**：地域の病院や診療所の支援を通じて、地域の医療機能の役割分担や連携を進めるために法律で定められた医療機能の一つで、都道府県知事から承認を受けた病院のこと。
- ※**周産期医療**：妊娠22週から生後満7日未満までの周産期において、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があることから、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの総合的な体制の下で行われる医療のこと。

【基本施策】

(1) 地域医療体制の充実

各医療関係機関の連携にもとづく地域完結型の医療として、介護や福祉などと連携した地域包括ケアシステム※を実現する体制の構築を目指し、地域で切れ目のない医療サービス、福祉サービス、介護サービスなどが受けられるように、適切な支援を図ります。

また、青梅市医師会や青梅市歯科医師会と連携し、地域で気軽に相談や診療を受けられるかかりつけ医の定着を促進します。

また、新型インフルエンザなどの感染症対策については、「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画」にもとづき、迅速かつ適切な対応を図ります。

さらに、市立総合病院は、民間の病院・診療所などとの連携を強化し、地域完結型医療における中心的役割を担う地域医療支援病院※の承認を目指します。あわせて、多摩地区全体の周産期医療※に重要な役割を果たす東京都周産期連携病院として、地域で安心して子どもを生み育てられるよう、周産期等の医療ニーズへ対応します。

(2) 救急医療体制の充実

初期救急については、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会と連携を図りながら、休日・夜間診療体制の充実に努めます。

二次救急、三次救急の対応については、市立総合病院の救命救急センターの充実に努めます。

また、東京都の救急医療体制にもとづく、初期救急、二次救急、三次救急※の役割分担など、市民に向けた救急医療に関する情報提供の充実を図るとともに、「救急医療の東京ルール」の周知を図るなど救急医療に関する啓発に努めます。

(3) 市立総合病院の経営

市立総合病院については、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、救急医療、特殊専門医療などに対応できる体制を強化します。また、公立病院の使命である高度・特殊・先駆的・不採算医療を中心に、地域に信頼される医療の提供や良質な療養環境の整備を進めるとともに、地域医療支援病院の承認を目指し、引き続き健全な経営に努めます。

また、計画的な医療器械の整備や既存施設の改修など、適切な維持管理を図ります。

さらに、「東京都地域医療構想」の実現に向けた地域の医療提供体制を確保し、今後の医療ニーズ、地域の医療水準の向上に対応するため、新病院建設計画の検討を進めます。

※初期救急、二次救急、三次救急：初期救急は、入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、二次救急は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療、三次救急は、二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療のこと。